

那覇市墓地等に関する基本方針の制定について

本日は、那覇市墓地等に関する基本方針の制定について、ご報告いたします。本県は、祖先崇拝という宗教的価値観と中国文化の影響を受け、独自の墓文化を形成しています。その特徴としては、亀甲墓、破風墓など墳墓形態にもみられますが、墓地を個人で所有し管理する慣習も本県独特の特徴となっています。

墓地の管理等に関して基本となる「墓地、埋葬等に関する法律」では、原則として個人による墓地の経営を認めておりませんが、県は、地域特性に配慮し個人の墓地経営を特例として認めてきました。このため、法が周知・徹底されず、今でも無許可によるお墓が多く造られているのが本県の現状です。

那覇市におきましても、人口増加や世帯分化の影響により、個人墓地（主に家族墓）が急増し、いたるところにお墓が造られてきました。中には、無許可も多く、墓地と住宅地が混在する市街地が形成されるなど、本市のまちづくりの上で様々な問題が生じています。これらの改善を図り、良好な環境の形成や適切な墓地用地の確保が求められています。そのため、市の実情に沿った墓地あり方に関する基本方針を今回制定した次第です。

本方針では、今後 20 年間で約 8,700 基の需要予測を踏まえ、無縁墓地、空き墓の民間許可施設への移転や無許可墓地の取り締りや意識啓発といった既存の墓地への対策、公営墓地や民間霊園の施設の整備の促進といった今後の墓地需要への対応、及び広域市町村や県との連携による取り組みを進めることを基本方針として掲げております。

また、個人墓の無秩序な立地を防ぐために、「個人墓地禁止区域」の設定も行っています。

本方針の策定にあたっては、「那覇市墓地等に関する基本方針(案)策定委員会」を設置し、様々な見地から活発なご議論を頂くとともに、市民説明会でも貴重なご意見を賜りました。市民の皆様にご報告するとともに、感謝申し上げます。

最後に、個人でお墓を造る場合でも、許可を得なければなりません。墓地行政の推進にあたっては、市民の方々のご理解が不可欠になります。ご協力をよろしくお願いいたします。

那覇市墓地等に関する基本方針(概要版)

墓地埋葬法について

墓地の経営(墓地を取得し維持・管理すること)は知事の許可が必要になります。また、個人(公共、公益法人、宗教法人等以外)による墓地の経営は原則認められていません。しかし、公営墓地等が利用できない等、やむを得ない事情のある場合は個人による墓地経営が認められています。

1. 背景と目的

人口増加や世帯分化の影響により、個人墓地(主に家族墓)が急増し、いたるところにお墓が造られてきました。中には、無許可の墓地も多く、無秩序なお墓の立地が進み墓地と住宅地が混在する市街地が形成され、那覇市のまちづくりを推進する上で様々な問題が生じています。これらの改善を図り、良好な市街地環境の形成や、適切な墓地用地の確保が求められています。

本方針は、計画的な墓地行政を行うため、墓地の課題を踏まえ、市の実情に沿った墓地の基本方針の策定を目的とします。

2. 基本的な考え方

那覇市に適したお墓の整備

近年の人口や世帯の増加によって、家族墓が急増し、住宅とお墓が混在する特異な市街地が形成されています。現在も、お墓は増えており、中には無許可のお墓も見られます。このようなお墓の立地は地域の住環境を著しく阻害する要因となっています。一方、お墓は誰もが必要とする施設であることから、市の実情に沿った適切なお墓の整備が望まれています。本市の土地利用は飽和状態にあるため、従来のような規模の大きなお墓ではなく、小規模で多くの方が利用できるお墓の整備を推進します。

既存墓地対策

市内には、無縁墓や空き墓と思われるお墓が相当数存在し、これらのお墓は、管理者がいないため、環境や衛生、防犯面で周辺に悪い影響を与えています。また、高齢になりお墓の管理が行えない、将来、継承者がいなくなるなど、今後、管理状態が悪くなるお墓の増加が予測されます。このようなお墓に対しては、公営墓地等への移転を促すとともに、跡地の有効活用に向けた取り組みを行います。

新規墓地需要への対応

人口や世帯の増加、家族墓志向から、今後、家族墓を中心に墓地の需要が増加するものと思われます。お墓の需要は、今後20年間で約8,700基となっており、公共が整備した霊園を希望する方、民間霊園を希望する方、個人によるお墓の取得を希望する方がいます。このような市民の需要を踏まえつつ市の実情に沿ったお墓の供給を行います。

3. 基本方針

(1) 既存墓地の対策

1) 既存墓地の維持・管理の向上

平成 14 年度時点で約 17,000 基の墳墓が確認され、うち管理状況の悪いお墓が約 3,500 基、周辺の衛生状況が悪いお墓が約 3,000 基見られます。また、清明祭などの際の交通やゴミ等モラルの問題が発生し、お墓が住環境の阻害要因となっています。

このため、管理者や利用者の意識の向上を図るとともに、高齢などで管理ができない方々に対しては、民間への管理委託や永代使用、永代供養を行う施設への移転を促します。

2) 無縁墓地への対応

平成 14 年度時点で家族墓が約 11,000 基存在するものと思われます。これらは少子化に伴い、継承者のいない無縁墓になる可能性があり、また、既に無縁化していると思われるお墓が約 400 基見られます。無縁化したお墓は、管理がされないことから荒れ果て衛生や防犯等の面で周辺に悪い影響を与えています。

このように、継承者のいなくなる可能性の高い家族墓に対しては、永代供養を行う納骨堂や共同墓への移転を促すとともに、既に無縁化しているお墓の移転集約を検討します。

3) 空き墓への対応

平成 14 年度時点で空き墓が約 700 基存在するものと思われます。管理者のいない空き墓は荒れ果て衛生や防犯等の面で周辺に悪い影響を与えています。

街の中心部に存在する空き墓は、取り壊して土地の有効活用を、また、墓地集積地に存在する空き墓は、環境整備の種地として又は新たな墳墓としての利用を検討します。

4) 無許可墓地への対応

無許可墓が造られる背景には、市民の墓地理葬法に対する認知度の低さや民間の無秩序な墓地開発があります。平成 8 年度から 14 年度の間約 1,500 基の無許可墓が造られた可能性があります。また、無許可墓の周りに新たなお墓が造られるという悪循環も見られます。

無許可墓に対しては、墓地理葬法の普及啓発に努めるとともに、地域の監視体制の強化、墓地開発業者への指導や取り締まりの強化、更には無許可で造られたお墓の撤去方策の検討を行います。

5) 伝統的なお墓の継承、保全

平成 14 年度時点で約 3,800 基の門中墓が存在するものと思われます。門中墓は親族で管理することから状態が良く、新たな墓地需要を抑制する等お墓のあり方として望ましく、また、斜面地に立地し緑地の保全に貢献するとともに、亀甲墓など景観的にも地域特性に優れたお墓が見られます。

お墓のあり方として、また、地域資源としても有用なこれらお墓の適正な維持・管理を促すため、市民への普及啓発を行います。

(2) 今後の墓地需要への対応

1) 公営墓地のあり方

公営墓地の需要は 20 年間で 4,816 基となっており、内訳は家族墓 2,209 基、納骨堂 1,370 基、門中墓 398 基、兄弟墓 309 基、共同墓 265 基、その他 265 基となっています。沖縄の家族墓は規模が大きいことから、需要に応じた墓地用地を求める場合、相当規模の用地が必要となります。また、お墓は未来永劫必要とされることから、これらの需要に応えることは困難であり、小さなスペースに多くのお骨を収容できるお墓が求められます。

このため、限られた用地の中で、できるだけ多くのお骨を収容できる施設と仕組みを備えた公営墓地の整備を行います。また、多くの市民は家族墓を希望していることから、コンパクトなお墓の利用を促す啓発活動を行います。

2) 民間霊園への対応

民間霊園の需要は 1,077 基となっており、内訳は家族墓 583 基、納骨堂 269 基、共同墓 90 基、その他 135 基となっています。家族墓の需要が多いが、市内において、大規模な用地を確保した霊園整備は困難であることから、納骨堂タイプの施設整備を促します。

3) 個人による墓地の取得への対応

個人による墓地の取得は 2,040 基となっており、内訳は家族墓 1,320 基、納骨堂 240 基、兄弟墓 160 基、共同墓 120 基、その他 200 基となっています。

これらの需要に応えるには、個人による墓地の取得を許容する区域が必要とされ、また、意向調査では新たな墓地は集約すべきとの意見が多く、エリアを限定した墓地区域が求められます。この場合、お墓の集積が進み周辺住民に更なる負担を強いることから、墓地区域の設定は行わないものとします。

一方、市の墓地問題は個人墓地の無秩序な立地に起因していることから、このような開発を抑制するため、個人墓地禁止区域を設け、市街地環境の保全に取り組むものとします。なお、個人墓地禁止区域以外の地域については、一定の条件を満たしたものに限り個人墓地の経営を可能とします。

(3) 広域市町村と連携した墓地問題への取り組み

市民の墓地需要により、他市町村において墓地開発が進んでいます。中には、地域の環境を阻害する要因となっています。那覇市内で全ての市民の需要に応えることは困難であることから、将来的に他市町村と連携した墓地整備の検討を行います。

(4) 県との連携

墓地施策の実現に向けては、既存墓地対策や無縁墓地対策、無許可墓地対策など、市民などへの普及啓発が重要となります。このため、テレビやラジオなど県の広報能力を活用し、より効果的な普及啓発活動を行うため、県と一体となった取り組みを行います。

4. 個人墓地禁止区域及び個人墓地禁止区域以外の地域についての方針

(1) 区域指定に向けた基本的な考え方

本市における区域は、個人墓の無秩序な立地による環境悪化と市民の墓地需要への対応という課題に可能な限り応えることのできる区域設定を行います。

このため、良好なまちを維持・保全する地域を、個人墓地を禁止とします。また、個人墓地禁止区域以外の地域は、市民の墓地需要に応えられるよう、公共、公益法人、宗教法人等の墓地経営を可能とする他、個人墓地についても一定の条件を満たした場合、可能とします。なお、無秩序な開発や市街地環境の悪化を防ぐよう、開発基準を設けるものとします。

更に、本区域は、公営墓地等の整備状況により区域の見直しを行うものとします。

<区域の運用方針>

個人墓地禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・公共、公益法人、宗教法人等の墓地経営を可能とするが、個人（家族・親族等）による墓地経営は認めない。 ・既存墓地は容認する。墓地の経営者が墳墓の建替え、改修を行うことは認めるが、墓地を増やす行為は認めない。場所や場合によっては既存墓地の移転も促す。
個人墓地禁止区域以外の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地埋葬法に則り、公共、公益法人、宗教法人等による墓地経営を可能とするとともに、個人（家族・親族等）による墓地経営は一定条件を付して例外的に認める。 ・既存墓地は容認する。墓地の経営者が墳墓の建替え、改修を行うことは認める。

(2) 個人墓地禁止区域の設定

個人墓地禁止区域は、自然環境の保全や良好なまちづくり形成の観点から、法規制、用途地域、まちづくり計画地区、都市計画等の事業地区を対象とします。

<個人墓地禁止区域対象地区>

法令等	用途地域	まちづくり計画及び事業
ア.保安林 イ.鳥獣特別保護区 ウ.急傾斜地崩壊危険区域 エ.地すべり防止区域	ア.第二種低層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第二種住居地域、準住居地域、 近隣商業地域 イ.商業地域 ウ.準工業地域及び工業地域	ア.地区計画指定地区 イ.文教地区 ウ.都市景観形成地域 エ.土地区画整理事業地区 オ.市街地再開発事業地区 カ.中心市街地（重点施策地域）

※お墓、墓地、墳墓の定義

1. お墓：墓地と墳墓の両方を示す。
2. 墓地：墳墓を造ることのできる土地をいう。墓地埋葬法の許可に関する記述の場合は墓地と表示。
3. 墳墓：お骨を収める施設をいう。（本県の代表的な墳墓には亀甲墓、破風墓、平葺墓、家形墓などがある）

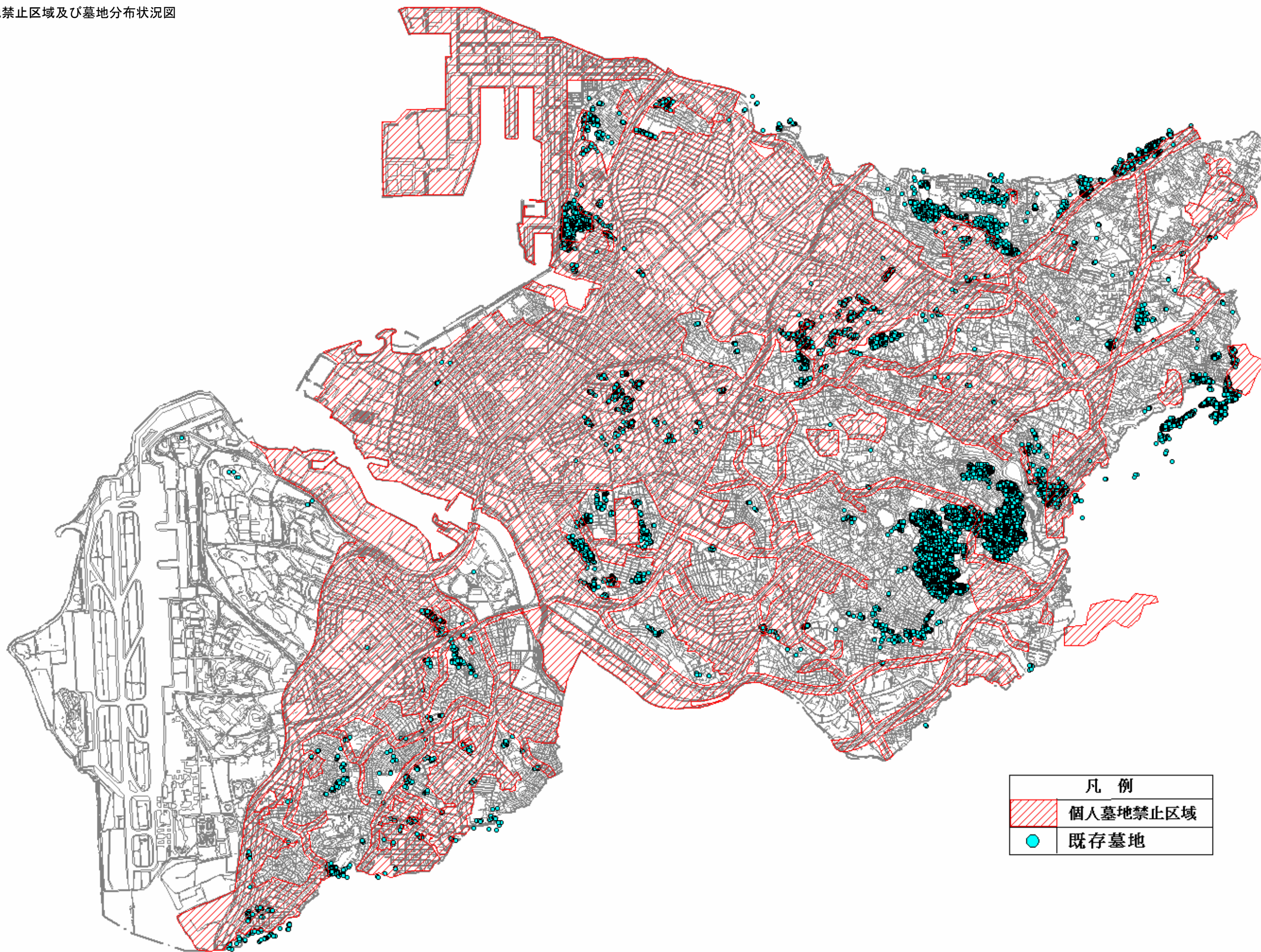
<お問い合わせ先>



〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番1号

那覇市役所 環境保全課 衛生G TEL:098-951-3229 FAX:098-951-3230

個人墓地禁止区域及び墓地分布状況図



凡 例	
	個人墓地禁止区域
	既存墓地